

栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成 19 年 2 月 1 日
条 例 第 6 号

改正 平成 25 年 2 月 21 日 条例第 1 号

改正 平成 27 年 2 月 12 日 条例第 1 号
(一部未施行)

改正 平成 28 年 2 月 16 日 条例第 1 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 実施機関が保有する個人情報の取扱いの制限等（第 5 条—第 12 条）

第 3 章 個人情報の開示、訂正等（第 13 条—第 28 条）

第 4 章 審査請求（第 29 条—第 31 条）

第 5 章 事業者が保有する個人情報の取扱い（第 32 条—第 34 条）

第 6 章 雑則（第 35 条—第 39 条）

第 7 章 罰則（第 40 条—第 43 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるとともに、広域連合が保有する個人情報の開示等を求める権利を保障することにより、個人の権利利益を保護し、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員並びに議会をいう。

(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は事業を営む個人をいう。
- (6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（住民の責務）

第4条 住民（本広域連合を組織する地方公共団体の区域内に住所を有する者をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が保有する個人情報の取扱いの制限等

（個人情報取扱事務の登録等）

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

- (3) 個人情報取扱事務の目的
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の収集先
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ当該個人情報取扱事務について、登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、登録に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 4 実施機関は、前3項の規定により登録し、変更し、又は抹消したときは、当該登録し、変更し、又は抹消した事項を栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、広域連合の職員又は広域連合の職員であった者に係る個人情報取扱事務であつて、専らその人事、給与、福利厚生等に関する事項を取り扱う事務については、適用しない。

（収集の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を具体的に明らかにし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき又はあらかじめ審査会の意見を聴いた上で事務事業の実施のために必要があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 思想、信条、宗教その他の心身に関する情報
 - (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。

- (4) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 収集する相手方が、他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人であって、個人情報を取り扱う事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で特に必要があると認めたとき。

4 実施機関は、前項第4号又は第6号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

5 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の者に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第1号の規定による収集が行われたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用すること（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者に提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道等により、公にされているとき。
- (5) 専ら学術研究若しくは統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合で、個人情報を利用する者又は個人情報の提供を受ける者が、その事務又は業務に必要な限度で利用し、かつ利用することについて相当の理由があると認められるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で特に必要がある

と認めたとき。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、その旨を登録簿に登録しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項第3号又は第7号の規定により目的外利用等をするときは、前項の規定により登録簿に登録しなければならない事項（次条第4項において「登録事項」という。）を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いてその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、実施機関以外の者に個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受ける者に対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

（特定個人情報の利用の制限）

第7条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用することができる。
- 3 実施機関は、前項の規定により特定個人情報を利用したときは、その旨を登録簿に登録しなければならない。
- 4 実施機関は、第2項の規定により特定個人情報を利用するときは、登録事項を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いてその必要がないと認めたときは、この限りでない。

第7条の3 未施行

（特定個人情報の提供の制限）

第7条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（電子計算機の結合による提供の制限）

第8条 実施機関は、法令等に定めがあるもののほか、審査会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認めるときを除き、通信回線を用い

た電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にすることをいう。以下同じ。）により、実施機関以外の者に個人情報を提供してはならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により電子計算機その他の情報機器の結合により実施機関以外の者に個人情報を提供した場合において、当該提供した情報が漏えい又は不適正な利用により住民の基本的な人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、当該情報の提供を受けた者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行わなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定による報告又は調査の結果、住民の基本的な人権が侵害されると判断したときは、審査会の意見を聴いて、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 4 実施機関は、住民の基本的な人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた内容について速やかに審査会に報告しなければならない。

（適正管理）

第9条 実施機関は、個人情報の収集、利用及び提供を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新のものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報を含む公文書を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（個人情報保護管理者）

第10条 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理者を設置しなければならない。

（委託に伴う措置等）

第11条 実施機関は、個人情報の処理に係る事務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するときは、当該事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、委託した事務の範囲内で個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

2 実施機関は、必要があると認めるときは、受託者に対し、委託した個人情報の処理に

係る事務に関し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(受託者の責務)

第12条 受託者は、受託した事務（以下「受託事務」という。）の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 受託事務に従事している者又は従事していた者は、当該受託事務に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その事務の受託が終了した後も、同様とする。

第3章 個人情報の開示、訂正等

(開示請求権)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している公文書に記録されている自己に関する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章において同じ。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次条第2項において同じ。）その他個人情報の本人と特別の関係にあると実施機関が認める者は、前項の規定にかかわらず、本人に代わって前項の規定による開示の請求することができる。ただし、当該未成年者、成年被後見人その他個人情報の本人の利益に反すると認められるときは、この限りでない。

(開示請求の方法)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出するときに、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができ

る。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示しないことができる個人情報)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報を含む個人情報であつて、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (2) 指導、選考、診断、相談その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 開示することにより、実施機関の公正かつ適正な行政執行に著し支障が生ずるおそれがあるもの
- (4) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされているもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、審査会の意見を聴いた上で公益上開示しないことが必要と認められるもの

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の前条各号のいずれかに該当する部分とそれ以外の部分とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、前条各号のいずれかに該当する部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示とすべき個人情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開

示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。次項において同じ。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示しない旨を開示請求者に通知する場合においては、当該各項の書面には開示をしない理由を記載しなければならない。この場合において、当該個人情報を開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第20条 開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第21条 実施機関は、第18条第1項の規定により個人情報の開示を決定したときは、開示請求者に対し、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

2 個人情報の開示は、文書又は図画に記録されている個人情報については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている個人情報についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報を閲覧させることにより、当該個人情報が記録されている公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該個人情報が記録されている公文書の写しにより開示することができる。

4 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受けようとする者について準用する。

(開示請求及び開示の特例)

第22条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭その他実施機関が定める方法により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた個人情報について開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、直ちに個人情報を開示しなければならない。この場合において、当該個人情報の開示は、前条第2項から第4項までに規定する方法により開示するものとする。

(訂正、削除及び中止請求権)

第23条 何人も、実施機関が保有している自己に関する個人情報について事実の記載(誤った事実に基づく評価、判断、意見等に関する情報の記載を含む。)に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該記載の訂正を請求することができる。

2 何人も、実施機関が第6条に規定する収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の削除を請求することができる。

3 何人も、実施機関が第7条第1項の規定によらないで自己に関する個人情報の利用又は提供をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該利用又は提供の中止を請求することができる。

4 第13条第2項の規定は、前3項の請求について準用する。

(特定個人情報の削除及び中止請求権)

第23条の2 何人も、実施機関が保有している自己に関する特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めると

きは、当該実施機関に対し、当該自己に関する特定個人情報の削除又は利用の中止を請求することができる。

- (1) 第6条に規定する収集の制限を超えて収集されているとき
- (2) 第7条の2の規定に違反して利用されているとき
- (3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき
- (4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき

2 何人も、実施機関が保有している自己に関する特定個人情報、第7条の4の規定に違反して提供されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該自己に関する特定個人情報の提供の中止を請求することができる。

3 第13条第2項の規定は、前2項の請求について準用する。

（訂正等請求の方法）

第24条 前2条の規定により訂正、削除又は利用若しくは提供の中止（以下「訂正等」という。）の請求（以下「訂正等請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正等請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 訂正等請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正等請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正を求める箇所及び訂正等の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正等請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等請求について準用する。

（訂正等請求に対する措置等）

第25条 実施機関は、訂正等請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正等をするときは、全部又は一部の訂正等をする旨の決定をし、訂正等をした上、訂正等請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等請求に係る個人情報の訂正等をしないときは、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、その旨を書面で通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により訂正等請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正等

しない旨を訂正等請求者に通知する場合には、当該各項の書面には訂正等をしない理由を記載しなければならない。

(訂正等請求に対する決定等の期限)

第26条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正等決定等」という。）は、訂正等請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正等請求による一時停止)

第27条 実施機関は、訂正等請求を受けたときは、第26条第1項又は第2項の決定をするまでの間、当該請求の対象となる個人情報の利用及び提供を一時停止しなければならない。ただし、当該一時停止によって公務の執行に著しい支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により一時停止をしなかったときは、その事実を審査会に報告しなければならない。

(費用負担)

第28条 この条例の規定による個人情報の開示請求及び訂正等請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により自己に関する個人情報が記録されている公文書の写しの交付を受ける者は、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、規則で定める。

第4章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第29条 開示決定等、訂正等決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第30条 実施機関は、開示決定等、訂正等決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）し、又は訂正等する場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者又は訂正等請求者（開示請求者又は訂正等請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第31条 第20条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 事業者が保有する個人情報の取扱い

（事業者の責務）

第32条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

（事業者に対する措置）

第33条 広域連合長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 広域連合長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いの是正又は中止を指導し、これに従わないときは、是正又は中止の勧告をすることができる。

3 広域連合長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、あらかじめ弁明の機会を付与するとともに、審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

(苦情相談の処理)

第34条 広域連合長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

第6章 雑則

(運用状況の公表)

第35条 広域連合長は、毎年度、個人情報保護制度の運用状況を公表するものとする。

(苦情の処理)

第36条 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

(他制度との調整)

第37条 法令その他の定めにより、個人情報（特定個人情報を除く。）の開示に関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 法令その他の定めにより、個人情報の訂正等その他個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第38条 広域連合長は、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第7章 罰則

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条に定める受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であって特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記載された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条の次に3条を加える改正規定（第7条の4（番号法第19条第7号に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日

- (2) 第2条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に2号を加える改正規定、第7条第1項（第3号に係る部分を除く。）及び同条第3項の改正規定、第7条の次に3条を加える改正規定（第7条の2に係る部分に限る。）、第13条の改正規定、第23条の次に1条を加える改正規定、第24条第1項の改正規定並びに第37条の改正規定及び同条に1項を加える改正規定 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施

行の日

- (3) 第7条の次に3条を加える改正規定（第7条の3及び第7条の4（番号法第19条第7号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第25条の次に1条を加える改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則（平成28年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にされた栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）若しくは栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）に基づく処分又はこの条例の施行前にされた情報公開条例若しくは個人情報保護条例に基づく申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

以下、未施行

【施行予定日】 平成29年1月又は7月

（情報提供等記録の利用の制限）

第7条の3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、情報提供等記録を利用してはならない。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第25条の2 実施機関は、前条第1項の規定により情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。